2016 北海道最賃情報 (NO.2)

2016年8月5日(金)

連合北海道最賃対策委員会

786円(+22円)で結審!

8月5日 第4回 北海道地方最低賃金審議会答申

■最低賃金審議会の結審に向けて

北海道の最低賃金額を決める「北海道地方最低賃金審議会」が8月5日(金)午後に開催されるにあたり、連合北海道は、同日12時20分から、北海道労働局前において「8.5北海道地域最賃の大幅引き上げを求める労働局前集会」を開催した。

集会の冒頭、連合北海道の最賃対策委員会の紺野 委員長より、「北海道を含む 40 道府県の地域別最低 賃金が 800 円未満で地域間格差が拡大している。勤 労者の生活実態、生計費や高卒初任給、労働者の賃



上げ状況を踏まえ、最低賃金を引き上げる環境整備が必要」と挨拶があった。審議会の労働側委員でもある永田組織労働局長からは、「使用者側は、経済の先行きが不透明な中、支払い能力を超えた大幅な引き上げは雇用を減らすと主張、社会的責任を放棄した無責任な姿勢に終始している」と批判しつつ、「10年ぶりに10月1日の早期発効の実現」と「引き上げに伴い31万人近いパート労働者の賃金に反映される」ことなど、本日午後に結審を迎える審議経過の

報告がされた。



全自交労連の鈴木書記長は、タクシー労働者を代表して「景気回復の実感乏しく、社会は不安定さを増している」と述べ、「経済の好循環確立のために、誰でも時給1,000円に引き上げる審議を求める」と訴えた。

集会の終わりに、「最低賃金を1,000円以上に引き上げろ!」「働くものが報われる最低賃金に引き上げろ!」と100名を越える参加者がシュプレヒコールを挙げ、最低賃金の大幅な引き上げを求めた。

■北海道の最低賃金が決まる

8月5日午後、第4回北海道地方最低賃金審査会において、北海道最低賃金の22円引き上げで結審した。これにより、異議申し立てがなければ北海道の最低賃金は786円に改正、10月1日に発効される見込みとなった。

今回の改定額について連合北海道は、「『賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る』という最低賃金法の目的を達成するための生活できる賃金水準という要求からして納得できる改定額とはいえない。一方、1992年以降、24年ぶりの高い引き上げ額であるとともに、多くの非正規労働者の賃金引上げに反映されるものと受け止める。さらには、10年ぶりに10月1日の早期発効を実現したことは評価できる。」との事務局長談話を発表した。(別紙参照)

3年連続して労働者側が主張してきた「800円、1,000円」への引き上げに向けた道筋をつけるための表記が答申書に記されたことから、連合北海道は、この答申書を足掛かりに、引き続き、賃金水準の議論を深めながら最低賃金の大幅な引き上げに取り組んでいく。

2016年度北海道最低賃金改正に関する事務局長談話

8月5日午後、北海道地方最低賃金審議会(以下「審議会」)は、2016年度北海道の最低賃金を現行の764円から22円引き上げ、786円に改正し、10月1日から発効することで結審した。

本年度の審議会は、7月28日の中央最低賃金審議会が報告したランク毎の目安をもとに、北海道を含むCランク22円の「目安の伝達」を受けて、本格的な議論のスタートを切った。

本年の審議に当たって労働者側は、昨年の審議会答申において雇用戦略対話合意の「できるだけ早期に全国最低800円の確保、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」に配意しているとの表記が2年続けて記載されたことを受けて、この答申を十分尊重し、最低賃金法第1条の目的を達成するために、最賃近傍の労働者の「賃金水準」議論を積極的に進め、本来あるべき水準に引き上げるよう主張した。特に、消費税増税直後よりも労働者の生活実態が厳しいことを克服できる有効なセーフティネットとして十分機能するよう訴え、働くことに意義を見出す昨年以上の大幅引き上げに最大限努めるよう強調した。

これに対し使用者側は、地域の経済状況や生産性、企業の支払い能力の限界を強調し、「中賃目安の22円」を大幅に下回る額の提示に固執した。

審議会議論は上記内容について、労使譲らず激しい審議が続く中、公益委員から「中 賃目安などを考慮する必要もあり、22円の引き上げ」が提案された。

労働者側は、引き上げに伴い、全労働者に与える影響率が13.39%、パート労働者に至っては32.25%と極めて大きいことや、使用者側が公益提案に強い抵抗を示したことなどから厳しい判断を迫られたが、最終的に使用者側全員が反対したものの、公益・労働者側の賛成多数により結審された。

今回の改定額について、最低賃金法第1条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」という目的を達成するための生活できる賃金水準という要求からして納得できる改定額とは言えない。一方、連合が求める「誰でも1,000円」の早期実現には課題が残るものの、1992年以降、24年ぶりの高い引き上げ額であることや、引き上げに伴い31万人近い多くの非正規労働者の賃金引き上げに反映されるものと受け止めるものである。さらに、10年ぶりに10月1日の早期発効を実現したことは評価できる。

引き続き、3年連続して労働側が主張してきた800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記が答申書に記されたことから、この内容を足掛かりに、賃金水準の議論を深めながら最低賃金の大幅引き上げに取り組んでいく。

本年度の北海道最低賃金の闘いは収束を図るが、引き続く、特定(産業別)最低賃金の引き上げと、雇用戦略対話合意の800円、1,000円への引き上げに向けて、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守を求めていく。

この取り組みに結集された産別・単組、地協・地区連合、関係各位のご協力に感謝し、 引き続き、最低賃金の大幅引き上げに向けて、今後も全力を挙げていく。

2016年8月5日